

大江町優良景観形成補助事業

優良な景観を形成し守っていくため、屋根の指定色への塗替えやコンクリートブロック塀から板塀、生垣への変更、土蔵等の土壁・漆喰の補修や復元に対して補助金を交付します。

◆対象事業

(1) 屋根の塗替え

赤や青等の明るい色から、黒または濃灰色の落ち着いた色彩へ塗替えするもの

(2) 板塀の設置または修繕

- ①既存コンクリートブロック塀を取り壊し、板塀を設置するもの
- ②既存コンクリートブロック塀への板の貼り付けによる化粧工事をするもの
- ③既存板塀を補修するもの

(3) 生垣の設置

既存コンクリートブロック塀または板塀等を取り壊し、生垣を設置するもの

(4) 土蔵等の補修または復元

土蔵や家屋の土壁及び漆喰、梁の露出等の歴史的意匠の補修、またはトタンやサイディングで覆っている土壁及び漆喰、梁の露出等の歴史的意匠を復元するもの

※面積や道路に面する箇所などの条件があります。

※一部を除き、他の制度の適用を受けるものは対象外となります。

※町内の事業者または個人が施工するもの(個人が施工する場合の交付対象経費は原材料費のみ)に限ります。

※年度内に完了するものに限ります。

※補助金の交付は、(1)は1世帯1回限り、(2)～(5)は対象となる塀等及び土蔵等の同一範囲につき1回に限ります。



◆交付の対象者

- (1) 町内にある住宅及び店舗等の所有者
- (2) 町内にあるコンクリートブロック塀または板塀及び生垣、土蔵等の所有者

◆補助金の額と限度額

交付対象事業	補助率	限度額
屋根の塗替え	経費の 1/4	10 万円
板塀の設置または修繕	経費の 1/2	30 万円
生垣の設置	経費の 1/2	30 万円
土蔵等の補修または復元	経費の 1/2	50 万円

◆補助事業実施期間（実績報告書の提出期限）

令和9年3月31日まで ※事業完了後、速やかにご提出ください。

◆問合せ先

大江町役場 政策推進課 企画広報係 ☎0237-62-2118 までお問い合わせください